

経営体育成強化資金の概要

【前向き投資と償還負担の軽減に必要な長期かつ低利な資金の借入れ】

意欲と能力をもって農業を営む者に対し、経営展開に必要な前向き投資のための資金と営農負債の償還負担を軽減するための資金を長期低利で日本公庫等が融資します。

1 借入対象者

農業を営む者（主業農業者（※1）、認定新規就農者（※2）、目標地図に位置付けられた者（※3）、集落営農組織など）

（※1）農業所得が総所得の過半（法人にあっては、農業に係る売上高が総売上高の過半）を占めていること、又は農業粗収益が200万円以上（法人にあっては1,000万円以上）等の者をいう。

（※2）農業経営基盤強化促進法に規定する青年等就農計画を作成して市町村長の認定を受けた者をいう。

（※3）農業経営基盤強化促進法に規定する地域計画のうち目標地図に位置付けられた者をいう。

2 借入条件

（1）資金使途

①前向き投資資金

- ・農地等の取得・改良・造成
 - ・農地等の賃借権及び権利金等
 - ・農機具、運搬用機具その他の施設の賃借権の取得（※1）
 - ・果樹、オリーブ、茶、多年生草本、桑又は花木の新植、改植又は育成
 - ・家畜の購入又は育成
 - ・農産物の生産、流通、加工又は販売に必要な施設の改良、造成又は取得
 - ・農業費その他の長期運転資金（※2）
 - ・集落営農組織が法人化するとき、当該法人の構成員として法人に参加するために必要な資金
- （注）※1のうちその他の施設の賃借権の取得については集落営農組織に限る。
※2については、目標地図に位置付けられた者、集落営農組織などに限る。

②償還負担軽減資金

- ・制度資金以外の負債の整理（再建整備資金）
- ・既往借入制度資金等に係る負債の支払いの負担軽減（償還円滑化資金）

③民事再生法等により事業の再生を行うのに必要な資金（事業再生支援資金）

- ・農業費その他の長期運転資金

（2）借入限度額・償還期限・借入金利（借入金利は令和8年8月20日現在）

資金名	〔借入限度額〕 個人 1. 5 億円、法人 5 億円の範囲内で① ～③の合計額	償還期限	借入金利
①前向き投資資金	負担額の 80%	25 年以内 (うち据置 3～ 10 年以内)	3. 20%
②償還負担軽減資金			
再建整備資金	個人 1, 000 万円～2, 500 万円 法人 4, 000 万円		
償還円滑化資金	経営改善計画期間中の 5 年間(特認の場 合 10 年間)において支払われる既往借 入金等負債の各年の支払金の合計額		
③事業再生支援資金	負担額の 100%		

3 取扱融資機関

（株）日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

4 問い合わせ先

□（株）日本政策金融公庫の各支店（本店フリーコール TEL:0120-154-505）

□沖縄振興開発金融公庫（TEL:098-941-1840）

□最寄りの農協、信用農協連合会、各市町村、普及指導センター など